起　案
亀　山 R6.6.22

臨時総会説明資料
（ＰＴＡ委員選出規定の変更に伴う規約の改正等）

令和６年７月８日

令和６年度ＰＴＡ

趣　旨	本資料は、定期総会で合意された「令和６年度　年間活動方針」に基づき、子供たちの成長を最も身近に支える保護者の皆様にも配慮するとともに、令和７年度のコミュニティ・スクール（以下「CS」という。）への指定に向け、時代の変化に応じた活動を推進する一環として、規約におけるＰＴＡ委員の選出規定の変更を検討するものです。

目　次

１　ＰＴＡ委員選出規定の変更について・・・・・・・・・・・・・・３

２　選出規定の変更に伴う処置・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

３　規約の誤記に係る修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

４　今後の予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

１　ＰＴＡ委員選出規定の変更について

概　要	現行規約で**「各学年４名以上」**と規定されている委員の選出人数について、より柔軟性を持たせるために**「各学年４名を標準」**に変更

	現行規約での毎年のＰＴＡ委員選出で起こりえる問題点	実　例
希望者が多い	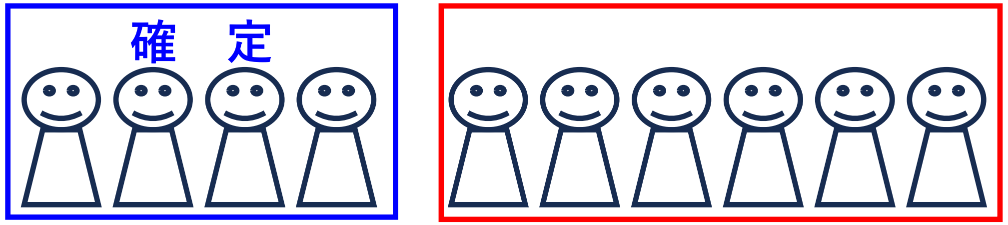 → **問　題　点** 「希望する。」とご回答頂いているにも関わらず、事後の希望の度合い等のアンケートにより不選出	令和６年度の委員選出において、複数の学年で実際に発生
希望者が少ない	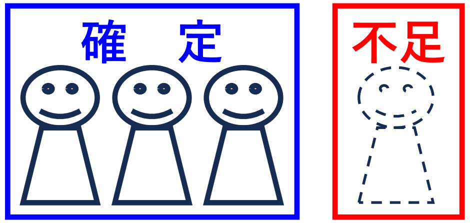 → **問　題　点** 「４名以上」の規定であるために４名を下回ることは許容されず、過去にＰＴＡ委員を未経験の方から各ご家庭の事情に関わらず抽選で選出	令和５年度以前の選出方法

⇩

規約改正（第１２条及び第２３条）	「各学年**４名を標準**として委員を選び・・・」

⬇ ← Ｒ７年度からのＣＳ指定に伴い、六小サポーターの充実のためにも人手を要する背景が存在

ＰＴＡ委員の選出に際し、過不足を許容する柔軟性を持たせ、保護者に配慮しつつＣＳに向けた効率的な運営を考慮

２　選出既定の変更に伴う処置

【必要な処置】

ＰＴＡ規約の以下の条文について改正を実施

◆　選出規定に係る記載変更

現　行　規　定	改　正　案
第１２条 各学年の保護者より、４名以上の委員を選び、執行部および各専門委員を互選により選出します。	第１２条 各学年の保護者より、４名を標準として委員を選び、執行部および各専門委員を互選により選出します。
第２３条 全体委員会は、各学年４名以上の委員で構成し、総会に次ぐ議決機関です。	第２３条 全体委員会は、各学年４名を標準とした委員で構成し、総会に次ぐ議決機関です。

３　規約の誤記に係る修正

概　要	現行規約において、実行上の運営と記載事項に齟齬がある記述箇所について、軽微な誤記修正を行うもの。

【必要な処置】

ＰＴＡ規約の以下の条文について改正を実施

◆　欠員の規定に係る記載変更

現　行　規　定	改　正　案
第１６条 　欠員が生じた場合、会長・副会長は委員の中から選出し、委員の欠員は会員の中からクラスにおいて責任を持って補充し、委員会で承認します。	第１６条 　欠員が生じた場合、会長・副会長は委員の中から選出し、委員の欠員は会員の中から学年において責任を持って補充し、委員会で承認します。

◆　定期総会の規定に係る記載変更

現　行　規　定	改　正　案
第１９条 　定期総会の内容については、次の事項を審議決定します。 （１）　１年間の活動報告 （２）　会計および会計監査報告 （３）　新役員の承認 ～　以下省略　～	第１９条 　定期総会の内容については、次の事項を審議決定します。 （１）　１年間の活動報告 （２）　会計および会計監査報告 （３）　新委員の承認 ～　以下省略　～

４　今後の予定

R６．６．２２（土）	会長・副会長にて内容確認
R６．６．２３（日）	執行部内にて内容確認・意見照会（～６月２８（金）まで）
R６．６．２９（土）	PTA委員全体に配信のうえ、各委員会において意見等取りまとめ（～7月５日（金））
R６．７．６（土）	第２回全体委員会で審議、合意した際は臨時総会の開催要請
R６．７．８（月）	「すぐーる」にて「PTA臨時総会（書面）開催に伴う表決のお願い」及び「緊急臨時総会資料」を配信
R６．７．８～１２	臨時総会表決期間
R６．７．１４（日）	表決の集計・臨時総会（書面）結果の「すぐーる」配信依頼、規約改正

事後、改正した規約にを令和７年度委員の募集に反映するとともに、ＣＳに向けた柔軟な運営へ移行